公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について このことについて、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則を一部改 正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成26年10月10日提出

教育長 野 村 道 朗

説明

この案を提出するのは、雇用保険法の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要があるからである。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の理由

- (1) 雇用保険法の一部改正(平成 26 年 4 月 1 日施行)により、就業促進手当の 1 つとして就業促進定着手当の制度が新設されたため。
- (2) 国家公務員における「失業者の退職手当支給規則」において、失業者の退職手当た関する規定及び様式の改正が行われたため。

2 改正の内容

- (1) 失業者の退職手当において、雇用保険法における就業促進定着手当の支給要件 を満たした場合に同手当に相当する退職手当が支給されることなることから、支 給のための手続規定及び申請様式の追加を行う。(規則第 16 条の 12、様式第 27 号の3)
- (2) 国家公務員における「失業者の退職手当支給規則」において、受給資格者の氏名住所変更手続の規定及び受給資格者氏名住所変更届の整備、基本手当に相当する退職手当支給願について支給を受けようとする期間中の求職活動内容を記載する様式の変更等が行われたことを踏まえ、所要の改正を行う。(規則第16条の4の2、第16条の6、第16条の8、第16条の9、第16条の10、第16条の11、第16条の12、第16条の15、様式第17号の2、第20号、第21号、第23号、第26号、第27号の2、第28号)
- (3) 失業者の退職手当における各様式の備考欄の記載内容について、別に通知を作成することとし、規則から削除する等改正を行う。(様式第5号、第15号、第16号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第26号、第27号、第27号の2、第28号、第29号、第30号)

3 施行期日

公布の日

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則 の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年 月 日

愛知県教育委員会委員長 豊島 半七

愛知県教育委員会規則第 号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則 (昭和三十年愛知県教育委員会規則第十二

号)の一部を次のように改正する。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

(氏名等の変更の届出)

第十六条の四の二 受給資格者は、氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、 速やかに、

受給資格者 住所又は居所変更届 (様式第十七号の二)に、氏 当該変更の事実を証明すること

給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、 ができる書類及び受給資格証を添えて、 いことができる。 任命権者に提出しなければならない。 これを添えな ただし、

2 任命権者は、 受給資格者 住所又は居所変更届の提出を受けたときは、氏 受給資格証

要な事項を記入した上、 当該受給資格者に返付し なけ ればならない

第十六条の六第一項ただし書を削り、 同項に後段として次のように加える。

第十六条 の四の二第一項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第十六条の六第六項中「第一項ただし書」を「第十六条の四の二第一項ただし書」 に 改め

条の十一第一 に改める。 第十六条の八第一項、第十六条の九第一項及び第三項、第十六条の十第一項並びに第十六 項中「 第十六条の六第一項ただし書」を「第十六条の四の二第一項ただし書」

に改め、 当を除く。)」を加え、 第十六条の十二中「第十六条の六第一項ただし書」を「第十六条の四の二第一項ただし 第二号の次に次の一号を加える。 同条第二号中「就業促進手当に相当する退職手当」の下に「 同条中第五号を第六号とし、 第四号を第五号とし、第三号を第四号 (次号に掲げる退職手

年労働省令第三号)第八十三条の四第一項に規定する就業促進定着手当に相当する退職 条例第十条第十項第四号の規定による退職手当のうち雇用保険法施行規則 就業促 進定着手当に相当する退職手当支給願 (様式第二十七号の三) (昭 和五十

第十六条の十五中「、 第十六条の五」 をっ から第十六条の五まで」 に改める。

様式第五号を次のように改める。

樣式第十五号中

写真ちよう付欄

を

写真貼付欄

_

に改め、 同様式備考中第二号を削り、第三号を第二号とする。 様式第5号(第6条関係)

	退職手当の支給に関する証明書												
元 所 属 名													
元職名氏名													
退職年月日 年月日													
年 月 日から 在職期間													
年月日まで													
年月日から理由													
休職等の期間 年 月 日まで 生田													
及びその理由 年 月 日から 理由													
年月日まで													
退職手当支給の有無 有・無													
支 給 額 円													
支給有の場合 適用法律・条例・規程													
等の名称・条項													
支給無の場合理由													
その他特記事項													
上記のとおり、相違ないことを証明します。													
年 月 日													
任命権者	Ер												

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

備考 用紙の大きさは、日本 工業規格A4とする。

様式第十六号裏 中 (

 再 就 職 手 当
 円

 本
 円

 就業促進定着手当
 円

に改め、同様式に備考として次のように加える。

様式第十六号別紙中 損 を 損 に、 た た た た ...

(7) 常用就職支度手当に相当する退職手 当 常用就職支度手当に相当する退職手当支 給願

(8) 移転費に相当する退職手当

移転費に相当する退職手当支給願

(9) 広域求職活動費に相当する退職手当

を転員に相当する返職子ヨ文品願 広域求職活動費に相当する退職手当支給 顧

を

(7) 就業促進定着手当に相当する退職手 当

就業促進定着手当に相当する退職手当支 給願

(8) 常用就職支度手当に相当する退職手 当 常用就職支度手当に相当する退職手当支 給願

9) 移転費に相当する退職手当

移転費に相当する退職手当支給願

10 広域求職活動費に相当する退職手当

広域求職活動費に相当する退職手当支給 願

ĺĆ

備考 用紙の大きさは、日本 工業規格A4とする。

- 6 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかに、届書を提出してください。この場合において、氏名の変更に関する届書には市町村長の証明書又は戸籍抄本を、住所又は居所の変更に関する届書には市町村長の証明書を添えてください。
- 7 給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当を受けることができる最大限の日数です。

を

6 給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当を受けることができる最大限の日数です。

に改め、同様式別紙に備考として次のように加える。

様式第二十号表中(上記 を に改め、同様式表備考を削り、同様式裏を次のように改める。

様式第十八号備考中第二号を削り、第三号を第二号とする。

様式第十九号備考第二号から第四号までを削り、同様式備考第一号を同様式備考とする。

様式第17号の2(第16条の4の2関係

汞八	弗17方	02 (5	長105	その40	リンド	31余)						
					受約	百首松石	氏 住所又	名 は居所	% 更加			
受	給	資 格	il	E 番	号							
氏			ē.	, Do	名							
			to-	フリ	ガナ							
1	氏	名	新	漢	字							
				旧								
<u> </u>	D-771			新								
(2)	住所又的	1.居所		旧								
3	生	年	月		日	年	月	日	④変更年月日	年	月	日
4	公立学校	職員の	退職	手当に関	員する	条例施行规	見則第1	6条の4	4の2第1項の規定	により、上	記のと	おり
届に	ナ出ます	o										
	年	月	日									
1	£命権者	殿										
									受給資格者氏名			印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第 63条第1項第3 号の講習及び訓 練	3 炭鉱労働者等 の雇用の安定等 に関する臨時措 置法第23条第1 項第4号の講習
4 障害者の雇用 の促進等に関す る法律第13条第 1項の適応訓練	5 高年齢者等の 雇用の安定等に 関する法律第 23 条第 1 項の計画 に準拠した同項 第 3 号の訓練	6 沖縄振興開発 特別措置法第 44 条第1項第4号 の講習

を

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第 63条第1項第3 号の講習及び訓 練	3 障害者の雇用 の促進等に関す る法律第13条の 適応訓練
4 高年齢者等の 雇用の安定等に 関する法律第23 条第1項の計画 に準拠した同項 第3号の訓練	5 沖縄振興特別 措置法第81条に 基づく職業訓練	

ĺĆ

(重)

(衣)																		
	失	₹		業			の			状			況					
	1 6	-		1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4	5	6	7
支給を受けよ とする期間中に	う 日は 印	就労をした		8	9	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4		8	9	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4
職、就労、内職又	は印を右の	した日は× カレンダー	月	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1	月	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1
手伝いをしまし か。	に記入しい。	てくださ		2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8		2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
		なかつた		2 9	3 0	3 1						2 9	3 0	3 1				
内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあつた日、その額などを記入してください。 支給を受けようとする期間中に、就職					収入のあつた日 月 日 収入額 収入のあつた日 月 日 収入額 収入のあつた日 月 日 収入額					円	円 何日分の収入か 日分 円 何日分の収入か 日分 円 何日分の収入か 日分							
<u> </u>	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。 求職活動の方法										利田	した機関	関の名称	g I	求	職活動	の内容	₹
	(イ)公共職業			業相談、職業紹介等				活動	н		נדונייזי	U /C 1XX	対の口が	,	~	446/口玉/	107737	1
	(口)民間職業網	紹介機関に。	よる職	職業相談、職業紹介等														
	(八)労働者派				談等													
	(二)公的機関								> 1- 1+	T 1891-	*==#8	1 7/1	=+11					
	事業所名	尹朱	東州の永人に心券 したこと かめ 応募日 応募方法					場合には、下欄に記載してください。 職種 応募の動機						応募の結果				
1							(イ)知人の紹介							,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	nump14			
探した								(口)新聞広告 (八)就職情報誌										
										,	,		1					
)1 ン)その	ターネ [・] 他	ツト					
										_	イ)知人の紹介							
										,	(口)新聞広告							
)就職情報誌)インターネット							
)1 <i>ノ</i>)その		יז ע					
	(その理由を	・具体的に	記載	してく	ださし	l.)		ı		(,							
探さな	(-> /</td <td>HO +N</td> <td></td> <td></td> <td>. ,</td> <td></td>	HO +N			. ,												
かつた																		
		イ 応し	:st	1.3														
				-	ı,	* = + +	-si vim	±1+/=	T 75 → +									
今、公共職業			J 5 1	1/41/1		ジられた イ) ギ					ф							
自分に適した何されれば、すぐ												(例え	ば、結	婚の	準備、 な	迁娠、	育児又	は家
ますか。	IC/ID U 516							のため										
(八) 就職したた (二) 自営業を開														字がま	= Z 1- X			
(二) 日宮美で (ホ) その他									UICI	しめ又	러	ョ来の	ᄤᄱᄁ	VE 11.0	9 5 IC 0)	
(1) 公共職					,		0	Ť										
就職した若				事業者					(就職	先事業	(所)			(電	話番号)
くは自営業を 始した人又は・		(3) 自己	己就職	哉														
の予定がある。	λ	月	E	より	扰職 (予定)			事	業所名	3 ()
が記入してく; さい。	き 口 自営	月	E	より	自営業	開始(予定)		所在地()

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

上記 を 上記 に改め、 同様式備考第二号及び第三号を削り、同様式備考第一号を同様式

備考とする。

公共職業訓練等

に改め、

同様式備考第二号を削り、

同樣式備考第一号

樣式第二十二号中 公共職業訓練等 を

を同様式備考とする。 様式第二十三号を次のように改める。

様式第23号(第16条の10関係)

公共職業訓練等受講証明書													
受給資格証番	号				未支給	区分(1	未支	給、空村	闌 未支	給以名	外)		
待期満了年月	日	年 月	日		•							•	
支給期間 初	日	年 月	日		末日		年	月	日				
認定日数		受講日数		通所日数	特定職種受講日数					됟	数		
内職(労働日数、	内職(労働日数、収入額)							就業手当支給日数 早期就業支援金支					
受 講 者 氏			証明	対象	期間		年	月					
訓練受講職種													
右のカレンダーに該当する印を付けてください。											7		
(2) 公共耶	= £ 1	•	8	9	10	11	12	13	14				
		傷による場合	ED .	-	15	16	17	18	19	20	21		
		むを得ない理 い理由がない	場合	印 × 印		22	23	24	25	26	27	28	
,, ,	, 00,00	V 1911 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	- 20 Д			-				23	20	21	20
	_						29	30	31				
特記事	項												
上記のとおり、		ことを証明す	る。										
年月	月 日			公	共職業訓	練等の旅	ŧiθのŀ	■ 職	名				
								氏					ED
の期間中に	:就職、就第	り、内職又は引	F伝いをし	しましたか。						イ し1	t [しない	1
の期間中に	内職又は引	手伝いをして4	又入を得ま	ましたか。						イ 得7	t [得なし	1
寄宿の有	無有	()•#	Ħ.
上記のとおり	申告します												
年月	年 月 日												
任命権者 殿													
	受講者氏名 印												
				大照日以口									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

樣式第二十七号表中	考第二号及び第三号を削り、	機 関」を「診 療 機					樣式第二十六号中					
(表)		関 に、		に相当する退 受けようとす			年 年	月月		からまで		日間
を 削 り、	様式備表	っ 治ゆ - -					を					
同 様 式 車	与 第 一 号	を 「 治癒		に相当する退 受けようとす			年年	月月		からまで		日間
同様式裏を削り、同様式に備考)	同様式備考第一号を同様式備考とする。	に、 診療機関の所在地・名称 診療担当者氏名 を 診療機関の所在地及び名称 診療担当者氏名	内職若しくは手伝いをした日又は収入のでのである。 ででである。 でください。	内職又は手伝い	をした 月 月	日 日 日 日	収入のあつた日 月 収入のあつた日 月 収入のあつた日	日日日	収入額 収入額 収入額		円円	何日分の収入か 日分 何日分の収入か 日分 何日分の収入か 日分
同様式に備考として次のように加		が 様 担 当 に 改め、 同様式備	_				に、「 診 療					

日分

日分

日分

備考 用紙の大きさは、日本 工業規格A4とする。

```
様式第二十七号の二中
    再就職手当、常用就職支度金
            を
   再就職手当に相当する退職手当
            ľ
、常用就職支度金に相当する退職手当及び
            を
           又は
            ۱ź
         のいずれも
            を「を」
            ĺĆ
```

同様式備考第一号を同様式備考とし、同様式の次に次の一様式を加える。 イ 定めなし 月 年 日まで 用 期 雇 ロ 定めあり 年 か月) を 定めなし 年 月 日まで ロ 定めあり 年 か月) 用 期 間 雇 契約更新条項((イ)有(口)無) 1年を超えて雇用する見込み((イ)有(口)無 に改め、同様式備考第二号から第九号までを削り、

樣式第二十八号中

再就職手当、常用就職支度金

を

再就職手当に相当する退職手当

ビ

、常用就職支度金に相当する退職手当及び

を

又は

のいずれも

を「を」に、

様式第27号の3 (第16条の12関係)

Manager 350 (Notation - Include)												
任命権者 殿			就業促進定着手	当に相当する退職手当支給願	Į		年	月	日			
				退職当時の所	属学校名							
				退 職 当 時								
				住所又は					_			
				氏	名				印			
下記のとおり、	就業促進定	着手当に村	目当する退職手当を	請求します。								
氏 名				受給資格証番号	1							
住所又は居所												
	名 称			事業	所番号	-		-				
就職先の事業所	所在地				(電話都	番号)			
1 週間の所定	労働時間	В	詩間 分 オ	 杉人申込み時等に明示した賃	金額(月額)			万	千円			
雇用期間中の賃	金支払状 沥	į										
(1) 賃金支払対象其	間	(2)	(3) 賃金額				(4) 備:					
		(1) Ø	(1)	(□)	計							
		基礎										
		日 数										
月日~	月日											
月 日~	月日											
月 日~	月日											
月 日~	月日											
月 日~	月日											
月 日~	月日											
就職年月日~	月日											
上記の記載事実		ハことを記	正明する。									
年	月 日			主業とのより					60			
				事業主の氏名	ひがひまおげる	(7 \			ED			
				(法人のときは名称	及び代表有氏	白)						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

定めなし 月 年 日まで 用 期 間 雇 定めあり 年 か月) を 定めなし 年 月 日まで 定めあり 年 か月) 用 期 間 契約更新条項((イ)有(口)無 1年を超えて雇用する見込み((イ)有(口)無 に改め、 同様式備考第二号から第四号までを削り、

同様式備考第一号を同様式備考とする。 この規則は、 様式第三十号備考中第二号を削り、 様式第二十九号備考中第二号から第五号までを削り、 附 則 公布の日から施行する。 第三号を第二号とする。 第六号を第二号とする。

(受給資格証の交付)

第十六条の四 略

(氏名等の変更の届出)

第十六条の四の二 居所を変更し たときは、 受給資格者は、氏名又は住所若しく 速やかに、 受給資格者

住所又は居所 名 変更届 (様式第十七号の二)に、 当該変

を添えて、 更の事実を証明することができる書類及び受給資格証 て正当な理由があるときは、 受給資格証を提出することができないことについ 任命権者に提出しなければならない これを添えないことがで

任命権者は、 受給資格者 住所又は居所 名 変更届の提出

を受けたときは、 当該受給資格者に返付しなければならない。 受給資格証に必要な事項を記入した

(受給期間延長の申出)

第十六条の六 る。第十六条の四の二第一項ただし書の規定は、この添えて任命権者に提出することによつて行うものとす 場合について準用する。 る。第十六条の四の二第一項ただし書の規定は 受給期間延長申請書(様式第十八号)に受給資格証を十六条の六(条例第十条第一項の規定による申出は、

場合について準用する。 第十六条の四の二第一項ただし書の規定は、 前項の

(基本手当に相当する退職手当の支給手続)

第十六条の八 定は、 ればならない。第十六条の四の二第一項ただし書の規れた求職受付票の写しを添えて任命権者に提出しなけよる求職の申込みの際管轄公共職業安定所から交付さ 式第二十号)に受給資格証及び第十六条の五の規定にする日ごとに、基本手当に相当する退職手当支給願(様 手当の支給を受けようとするときは、任命権者の指定十六条の八 受給資格者は、基本手当に相当する退職 この場合について準用する。

2 以下 略

(公共職業訓練等を受講する場合における届出)

第十六条の九 業訓練等に相当する公共職業訓練等をうけることとな示により雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職(十六条の九 受給資格者は、公共職業安定所の長の指 ない。第十六条の四の二第一項ただし書及び前条第六に受給資格証を添えて任命権者に提出しなければなら 第二十一号。以下「受講届」という。) 及び公共職業訓 つたときは、 項後段の規定は、 練等通所届(様式第二十二号。 速やかに、 この場合について準用する。 公共職業訓練等受講届 (様式 以下「通所届」という。)

3 2

た届書に受給資格証を添えて任命権者に提出しなけれ項に変更があつたときは、速やかに、その旨を記載し受給資格者は、第一項の受講届及び通所届の記載事

(受給資格証の交付)

第十六条の四

(受給期間延長の申出)

第十六条の六 ことができる とについて正当な理由があるときは、これを添えない 添えて任命権者に提出することによつて行うものとす 受給期間延長申請書 (様式第十 長申請書 (様式第十八号) に受給資格証を条例第十条第一項の規定による申出は、 受給資格証を提出することができないこ

2 5

6 する。 第一項ただし書の規定は、 前項の場合について準用

(基本手当に相当する退職手当の支給手続)

第十六条の八 この場合について準用する。 ればならない。第十六条の六第一項ただし書の規定は、 れた求職受付票の写しを添えて任命権者に提出しなけ よる求職の申込みの際管轄公共職業安定所から交付さ 式第二十号)に受給資格証及び第十六条の五の規定に する日ごとに、基本手当に相当する退職手当支給願(様 手当の支給を受けようとするときは、任命権者の指定十六条の八 受給資格者は、基本手当に相当する退職

2 以下

第十六条の九(受給資格者は、公共職業安定所の(公共職業訓練等を受講する場合における届出) 段の規定は、 ない。第十六条の六第一項ただし書及び前条第六項後に受給資格証を添えて任命権者に提出しなければなら 練等通所届 (樣式第二十二号。 第二十一号。以下「受講届」という。) 及び公共職業訓 つたときは、 業訓練等に相当する公共職業訓練等を受けることとな 示により雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職十六条の九(受給資格者は、公共職業安定所の長の指 この場合について準用する。 速やかに、公共職業訓練等受講届(様式 以下「通所届」という。)

略

3 2 た届書に受給資格証を添えて任命権者に提出しなけれ項に変更があつたときは、速やかに、その旨を記載し受給資格者は、第一項の受講届及び通所届の記載事

は、この場合について準用する。 ばならない。第十六条の四の二第一項ただし書の規定

第十六条の十 当の支給を受けようとするときは、当該各号に定める十六条の十(受給資格者は、次の各号に掲げる退職手 (技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

条の八第六項後段の規定は、この場合について準用す らない。第十六条の四の二第一項ただし書及び第十六及び受給資格証を添えて任命権者に提出しなければな 書類に公共職業訓練等受講証明書 (様式第二十三号)

山以下

号に規定する退職手当の支給を受けようとするとき第十六条の十一 受給資格者は、条例第十条第十項第三(傷病手当に相当する退職手当の支給手続) 用する。 十六条の八第六項後段の規定は、この場合について準ばならない。第十六条の四の二第一項ただし書及び第六号)に受給資格証を添えて任命権者に提出しなけれは、傷病手当に相当する退職手当支給願(様式第二十

十六条の八第六項後段の規定は、この場合について準ばならない。第十六条の四の二第一項ただし書及び第手当の支給を受けようとするときは、当該各号に定め第十六条の十二 受給資格者は、次の各号に掲げる退職(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続) 用する。

- 当する退職手当支給願 (様式第二十七号の二) (次号に掲げる退職手当を除く。) 再就職手当に相当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 うち雇用保険法第五十六条の三第一項第一号口に該条例第十条第十項第四号の規定による退職手当の (次号に掲げる退職手当を除く。)
- する退職手当支給願(様式第二十七号の三) 手当に相当する退職手当 号)第八十三条の四第一項に規定する就業促進定着 うち雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三 条例第十条第十項第四号の規定による退職手当の 就業促進定着手当に相当

六 五 四

(準用)

第十六条の十五(第十六条の四から第十六条の五まで、 資格証」と、「条例第十条第一項又は第二項」とあるの号を除く。)中「受給資格証」とあるのは「高年齢受給場合において、これらの規定(9」フェ(第十六条の十三及び前条の規定は、高年齢求職者給付第十六条の七第一項から第三項まで、第十六条の八、 あるのは「高年齢受給資格者」と、「条例第十条第一項あるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」と 金に相当する退職手当の支給について準用する。この とあるのは「条例第十条第四項の」と読み替える

> この場合について準用する。 ばならない。第十六条の六第一項ただし書の規定は、

第十六条の十 八第六項後段の規定は、この場合について準用する。 らない。第十六条の六第一項ただし書及び第十六条の 及び受給資格証を添えて任命権者に提出しなければな 書類に公共職業訓練等受講証明書(様式第二十三号) 当の支給を受けようとするときは、当該各号に定める十六条の十(受給資格者は、次の各号に掲げる退職手 (技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続) 当該各号に定める

一 以 下

第十六条の十一(受給資格者は、条例第十条第十項第三(傷病手当に相当する退職手当の支給手続) Ιţ ばならない。第十六条の六第一項ただし書及び第十六六号)に受給資格証を添えて任命権者に提出しなけれ ಠ್ಠ 条の八第六項後段の規定は、この場合について準用 号に規定する退職手当の支給を受けようとするとき 傷病手当に相当する退職手当支給願(様式第二十

2

第十六条の十二 受給資格者は、次の各号に掲げる退職(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

条の ばならない。第十六条の六第一項ただし書及び第十六る書類に受給資格証を添えて任命権者に提出しなけれ手当の支給を受けようとするときは、当該各号に定め 八第六項後段の規定は、この場合について準用

うち雇用保険法第五十六条の三第一項第一号口に該条例第十条第十項第四号の規定による退職手当の 当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 再就職手当に相当する退職手当支給願(様式第二十

五四三

第十六条の十五 (準用) 条の七第一項から第三項まで、第十六条の八、十六条の十五、第十六条の四、第十六条の五、 第十条第四項又は第五項」と、「基本手当」とあるのは と、「条例第十条第一項又は第二項」とあるのは「条例 く。) 中「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」 おいて、これらの規定 (第十六条の七第二項各号を除 当する退職手当の支給について準用する。この場合に 条の十三及び前条の規定は、高年齢求職者給付金に相 るのは「 「高年齢受給資格者」と、「条例第十条第一項の」とあ 「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは 条例第十条第四項の」と読み替えるものとす

శ్ఠ

2

ものとする。

2

例第十条第六項の」と読み替えるものとする。例第十条第六項の」と読み替えるものとする。場十六条の四から第十六条の五まで、第十六条の四から第十六条の五まで、第十六条の四から第十八条の五まで、第十六条の四がら第十八条の十二及び第十六条の規定は特例一時金」と、「条例第十条第十一項において準用する。この場合において、これらの規定(第十六条の七第二項合号を除さ、)中「受給資格証」とあるのは「特例受給資格者」と、「条例第十条第一項とは、第十六条の十二及び第十六条の十三の規定は、第十条第六項又は第七項」と、「基本手当」とあるのは「条例第十条第六項又は第七項」と、「基本手当」とあるのは「条例第十条第六項又は第十六条のは「特別一時金」と、「条例第十条第十八条の十三の規定は、第十六条の規定は特別一時金」とあるのは「条例第十条第六項の」と読み替えるものとする。

様式第5号(第6条関係)

退職手当の支給に関する証明書												
元所属名												
元 職 名				氏名	3							
退職年月日			É	. 月	B							
在職期間			年	月	日 から							
1工 NU 共 日 日 日 日 日 日 日 日 日			年	月	日 まで							
			年	月	日から	理由						
休職等の期間			年	月	日 まで	- 生田						
及びその理由			年	月	日 から	理由						
		1	年	月	日まで							
┃ ┃ 退 職 手 当 支 給(┃	の有無				有・・	無						
	支	給	額				円					
支給有の場合	適用法律	・条例	・規程									
	等の名	称·	条 項									
支給無の場合	理由											
その他特記事項												
上記のとおり、ホ	違ないこ	とを証	明します	t .								
平成 年	月	日										
			任命権者	j			ЕП					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

IB													
様式第5号(第6条関係)													
	退職手当の支給に関する証明書												
元所属所	斤名												
元 職	名												
退職年月	日			年	月	日							
退職手当	支給の	有 無			有	•	無						
	勤	続 年 数	((A)-(E	3))		年	月						
	在 職 期 間 (A)		年	月	から	年	月まで	í	Ŧ	月			
			年	月	から	年	月まで	í	Ŧ	月			
	(Α)					計	í	Ŧ	月			
計算の基礎			年	月	から	年	月まで	í	Ŧ	月			
	[本 答	. 期 間	年	月	から	年	月まで	í	Ŧ	月			
							計	í	Ŧ	月			
		B)				٦	o 1/2	1		月			
退職当	時の	給 料						円					
計算の方法													
退職手当	の額							円					
退職の3	理由	普通	・病気・	整理	・勧しよ	う・そ	その他 ()				

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

支 給 年 月 日

任命権者

年 月

日

失業者の退職手当受給資格証交付願														
											年		月	日
任	命 権	者 殿							מוא	がた				
41.51			V 1	A > 27 4 + -	<u></u> ,			.	民	^{がな} 名				印
失美			当党約	合資格証	を交付	けして	くだ	さい。						
	退期所属	戦当時の					氏	名						
退	所層	員コード			; ; ;	1	職員	員番号						
職	職	名				性別	男	・女	生なる	F月日 ゾ年齢		年	月満	日歳
	3	、りが	な	(郵便番	号)					電	話 番	吊
U		所又は										()	
た	就	職年月	月日	年	月	E	}	なれ 4 士 七	to 88		4			
	退	職年月	月日	年	月	E	}	勤続其	切旧		年		月	
職	退	職の耳	里由					受 給	資	(1)	_	般受	受給資	格
員	退職	は時に支	払わ					→ [▼]			高	年齢	受給資	格
	れた手当	ニー般の 4等の額	退職		円						特	例受	を給資	格
失る		ì	艮職の	月前6月	月に支	払われ	こた 約	ら与の総	額				全日額 見拠及で	
失業者の	1	給		料	円	11	宿	日直	手当		円	賃金	6日額	円
のの総	2	扶 港 地 均			円円	12 13		引勤 務 ∃勤 務			円円	昇刀	この方式	בו
退職手当の算出の基 総額	4	住。	手	- 当	円	14	管:	理 職	手 🖁	¥ i	円		真貼付	
当の	5 6	初任約 通			円円	15 16		冷 地 詩制通信	手 言教育	_	円	影	月以内	
算出	7	特殊	勤務	手 当	円		手当	i			円田	〇脱	る。 記帽・正	面・
JO#	8 9	特地へき	勤務 地		円円	17 18	座;	人 教育	于三手当		円円	セ	:半身('ンチメ	<u>-</u>
登 礎	10	時間タ	卜勤務	手当	円	19			手当	¥	円	ルン	v×横 2 ′ チ メ	.5 セート
礎とな		_			÷⊥				Ш			ĴΙ		
		合			計				円			年	F 月打	最影
ل	上記の	つとおり	、相違	皇ないこ	とを証	E明す	る。							
		年	月	日										
					退	職当	時の月	所属長	職	名				
									氏	名				印

備考 1 略

2 印欄には記入しないこと。

旧

様式第15号(第16条の4関係)

	12 12 3 (212 12 131	10.07.00.7			失業者の退職手当受給資格証交付願													
,	△ 45 ± 50							年		月	日							
	命権者 殿					兴	がな 名				ĽП							
失業	業者の退職手当受	給資格証を交	付して	くだる	さい。	氏	台				印							
	退職当時の																	
\ 	所属学校名	 	· ·	氏	名				!									
退	所属コード			職員	番号			. 1	! !									
職	職名	_	性別	男	・女	生年及で	F月日 ゾ年齢	<u>}</u>	年	月 満	日歳							
l	。 ふりがな 住所又は居所	(郵便番号)					電	話番	号							
	住門又は店別								(,								
た	就職年月日	年	月 日		勤続其	田門		年		月								
Tt-b	退職年月日	年	月 日	l	ま刀 かじ お	(A) (B)				/3								
職	退職の理由				受 給	資	(1)	_	般受	給資	格							
員	退職時に支払わ				格区		(2)	高年	年齡	受給資	格							
	┃れた一般の退職 ┃手当等の額			円			(3)	特		給資								
失業者	退職の	の月前6月に	支払わ∤	った終	ららの総	窹				日額 拠及								
者与のの	1 給	料 尸				手当		円		日額 の方								
计图 6公	2	f 当 P f 当 P		夜 i	引勤 務 ∃勤 務			円円										
	4 住 居 📑	f 当 P	9 14	管:	理 職	手 🖁		円	-	<u>ちよう</u> 月以内								
 の	5 初任給調整 6 通 勤 号			-	冷 地 制通信	手 言教育		円	影	カスド したも る。								
算 出	7 特殊勤務 8 特地勤務			手当	i 美教育	工业	K	円田	〇脱	帽・正	面・							
0	9 付地動物			生习	長 叙 月	手 = 手 =		円 円	セ	半身 (ンチメ	・ート							
基礎とな	10 時間外勤系					手当	旨	円	ルン	×横 2 チ メ	.5 セート							
とな		_	i			_			ル									
	合	言	I			円			年	月	撮影							
	上記のとおり、相	違ないことを	証明す	る。														
	年 月	日																
			退職当時	時の月	所属長	職	名											
						氏	名				印							

備考 1 略

- 2 退職の理由欄には、特定受給資格者にあつては、公立学校職員の退職 手当に関する条例施行規則第5条の2各号の規定のいずれに該当する かを記入すること。 印欄には記入しないこと。 可欄には記入しないこと。

様式第16号(第16条の4関係)

(表)略

(裏)

				処	理	状	÷ 3	7				
	支給	顏受理學	∓月日	認定(5	支給)期間	日	数	支	給	金	額	取扱者印
→												
本												
手当												
基本手当に相当する退職手当												
当												
する												
退												
類												
当												
				受講	———— 開始年月	⊥ ₹ 日			年		 月	日
公	共 職	業訓	媡 等		·了予定年				年		<u></u> 月	日
		受 講	手 当	日額		円		月			日支	
	能習	特定	職種手当	月額		円		月			日支	 給開始
得	手 当	通所		月額		円		月			日支	給開始
寄	宿	手	当	月額		円		月			日支	給開始
傷	病	手	当	日数		日						円
就	業	手	当									円
<u>再</u>	就	職手	<u>当</u>									円
<u>就</u>	業促進	定着	<u>手当</u>									<u>円</u>
常月	用就職	支度	手当									円
移	į	転	費									円
広:	域 求	職活	動 費									円
給	付 日	数の3	延長	延長す	る日数	日	理由					月 日から 月 日まで
受:	給期	間の3	延長	延長す	る日数	日	理由			受給	期間活	満了年月日 月 日
備			考									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

様式第16号(第16条の4関係)

(表)略

(裏)

						処	理	状	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2					
	支	給願	受理	年月	日	認定(5	を給)期間	日	数	支	給	金	額	取扱者	餇
其															
本															
当															
相出															
ヺ゙゙゙ヺ															
退る															
基本手当に相当する退職手当															
=															
45	土 聡	张 坐	美訓	缅:	笙	受講	開始年	月日			年		月	日	
4	/\ T	** **	< ∏/II	nyk	ů Ú	受講終	了予定年	月日			年		月	日	
++ -	台上	33 -	受誦			日額		円		月			日支	給開始	
		習 -	特员受证	E 購手	種当	月額		円		月			日支	給開始	
1.3	•		通戶	斤手	当	月額		円		月			日支	給開始	
寄	宿	国	手		当	月額		円		月			日支	給開始	
傷	掮	为	手		当	日数		日						円	
就	¥	Ě	手		当									円	
<u>再</u>	就	鵈	哉	Ē	<u>当</u>									<u>円</u>	
常月	用就	職	支 度	手	当									円	
移		較	<u> </u>		費									円	
広	域を	ド 暗	战 活	動	費				T		1			円	
給	付 E	3 数	なの	延	툱	延長す	る日数	日	理由					日かり日ま	
受	給其	月間	の	延	長	延長す	る日数	日	理由			受給	期間活	場了年月 月	日日
備				;	考										

別紙

注 意 事 項

1 この証は、失業者の退職手当を受けるために必要なものであるから、受給期間満了年月日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり、又は<u>毀損した</u>ときは、速やかに申し出て再交付を受けること。

2 失業者の退職手当の請求をするときは、次の支給願に本証及び関係書類を添えて任命権者に 提出してください。

(1) 基本手当に相当する退職手当 基本手当に相当する退職手当支給願

(2) 技能習得手当に相当する退職手当 技能習得手当に相当する退職手当支給願

(3) 寄宿手当に相当する退職手当 寄宿手当に相当する退職手当支給願

(4) 傷病手当に相当する退職手当 傷病手当に相当する退職手当支給願

(5) 就業手当に相当する退職手当 就業手当に相当する退職手当支給願

(6) 再就職手当に相当する退職手当 再就職手当に相当する退職手当支給願

<u>(7)</u> 就業促進定着手当に相当する退職手 就業促進定着手当に相当する退職手当支給願 当

(8) 常用就職支度手当に相当する退職手 当 常用就職支度手当に相当する退職手当支給願 当

(9) 移転費に相当する退職手当 移転費に相当する退職手当支給願

(10) 広域求職活動費に相当する退職手当 広域求職活動費に相当する退職手当支給願

- 3 公共職業訓練等を受講することとなつたときは、速やかに、公共職業訓練等受講届及び公共職業訓練等通所届に本証を添えて任命権者に提出してください。
- 4 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によつて収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 5 偽りその他不正の行為(4の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も、これに該当します。)によつて基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、基本手当に相当する退職手当等を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられる場合があります。
- 6 給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当を受けることができる最大限の日数です。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別紙

注 意 事 項

IΒ

- 1 この証は、失業者の退職手当を受けるために必要なものであるから、受給期間満了年月日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり、又は<u>き損した</u>ときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 2 失業者の退職手当の請求をするときは、次の支給願に本証及び関係書類を添えて任命権者に提出してください。

(1) 基本手当に相当する退職手当 基本手当に相当する退職手当支給願

(2) 技能習得手当に相当する退職手当 技能習得手当に相当する退職手当支給願

(3) 寄宿手当に相当する退職手当 寄宿手当に相当する退職手当支給願

(4) 傷病手当に相当する退職手当 傷病手当に相当する退職手当支給願

(5) 就業手当に相当する退職手当 就業手当に相当する退職手当支給願

(6) 再就職手当に相当する退職手当 再就職手当に相当する退職手当支給願

(7) 常用就職支度手当に相当する退職手 当 常用就職支度手当に相当する退職手当支給願 当

(8) 移転費に相当する退職手当 移転費に相当

移転費に相当する退職手当支給願

(9) 広域求職活動費に相当する退職手当 広域求

広域求職活動費に相当する退職手当支給願

- 3 公共職業訓練等を受講することとなつたときは、速やかに、公共職業訓練等受講届及び公共 職業訓練等通所届に本証を添えて任命権者に提出してください。
- 4 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によつて収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 5 偽りその他不正の行為(4の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も、これに該当します。)によつて基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、基本手当に相当する退職手当等を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられる場合があります。
- 6 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかに、届書を提出してください。この場合において、氏名の変更に関する届書には市町村長の証明書又は戸籍抄本を、住所又は居所の変更に関する届書には市町村長の証明書を添えてください。
- 7 給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当を受けることができる最大限の日数です。

様式第17号の2(第16条の4の2関係)

					受給	首恰石	氏 住所又	名 は居所	岁 里庙			
受 給	資	格	証	番	号							
氏					名							
			新	フリ	ガナ							
氏	名		利	漢	字							
				旧								
<i>(</i> → 5€ 7	71+P6	=		新								
1生7/1 2	又は居所			旧								
生	年		月		B	年	月	田	変更年月日	年	月	日
公立学	校職員	の退	見職 引	手当に関	する	条例施行	規則第1	6条の4	の 2 第 1 項の規定	により、上	記のと	おり
届け出ま	す。											
年	月		日									
任命権	者 殿											
									受給資格者氏名	,		印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

様式第 18 号 (第 16 条の 6 関係)

	受	給 期	間辺	E 長	申	請書			
申請者	氏 名			性	別	男・女	受給番	資格証 号	
中 捐 作	住所又は 居 所								
退職年月日	1	年		F]	E	3		
職業に就くこ とができない 理由	1								
の理由が疫 病又は負傷の 場合	長り 傷病の名	称				診療担当	省者		
職業に就くこ とができない 期間	1	年	月		日か	6	年	月	日まで
公立学校職員の	退職手当に	関する剣	条例施	近行規	則領	第16条の 6	5第1	項の規定	こにより、
上記のとおり申請	もします。								
年 月	日								
任命権者	T. X								
					Ħ	申請者氏名	3		ED
処 理 欄	延長期間	年	月		日か	6	年	月	日まで
(添付書類) 失業者の退職手	三当受給資格	 II							

備考 1 略

2 印欄には、記入しないこと。

旧

様式第 18 号 (第 16 条の 6 関係)

	受系	給 期	間延	E 長	申	請書			
n # #	氏 名			性	別	男・女	受給番	資格証 号	
申請者	住所又は 居 所		1						
退職年月日	3	年		F]	E	3		
職業に就くこ とができない 理由	-								
の理由が将 病又は負傷の 場合	長 傷病の名称	3				診療担当	省		
職業に就くこ とができない 期間	1	年	月		日か	5	年	月	日まで
公立学校職員の)退職手当に関	する糸	€例旅	近行規	則領	第16条の 6	5第1	項の規定	ミにより、
上記のとおり申請	もします。								
年 月	日								
任命権者	л Х								
					Ħ	申請者氏名	3		印
処 理 欄	延長期間	年	月	_	日か	5	年	月	日まで
(添付書類) 失業者の退職手	- -当受給資格証								

備考 1 略

- 2 欄の「職業に就くことができない期間」とは、 欄の理由により職業に 就くことができない期間のことで、その期間が3年を超えるときは、最大限 3年間まで認められるものである。
- 3 印欄には、記入しないこと。

様式第 19 号 (第 16 条の 6 関係)

	受 給 期	間 延	長通知書		
申請者氏名			受給資格証番号		
申請受理年月日		年	月	B	
受給期間延長の理由					
延 長 後 の 受給期間満了年月日		年	月	H	
公立学校職員の退職 上記のとおり受給期間 年 月 F	間を延長する。	条例施行	〒規則第 16 条の 6	第4項の規定に	より、
			任命権者	Ĭ	印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

様式第 19号(第 16 条の 6 関係)

N = 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1100 0 100 1101 7			
	受 給 期 「	間延長道	通知 書	
申請者氏名		受約	合資格証番号	
申請受理年月日		年	月	日
受給期間延長の理由				
延 長 後 の 受給期間満了年月日		年	月	日
公立学校職員の退職 上記のとおり受給期間 年 月 E	間を延長する。	例施行規則	川第 16 条の 6 第	4項の規定により、

- <u>備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</u>
 - 2 <u>この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。</u>

任命権者

印

- 3 受給期間延長通知書の記載内容に重大な変更があつたとき(例えば、職業に就くことができない理由や期間に変更があつたとき)には、速やかにその 旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 4 職業に就くことができない理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証に添えてこの通知書を提出すること。

様式第20号(第16条の8、第16条の10関係)

(表)

	基本手当に相当する退職手当支給願 年 月 日													
任命 ^材 下記ので		殿 り 、基本	手当にホ	氏 目当するJJ	退 住		名	+	印	Ц				
退 職	í	年 月	日			年	月	日						
待 其	钥	日	数							日				
待期満了 練等を受し 公共職業 べき日)	∓月 けてし 訓練等	∃(公共 ハる者は 等を受け	職業訓 、当該 終わる			年	月	日						
今回の請求	今回の請求日数及び請求金額 年 月 日から 年 月 日まで 日分 「													
前回まで 及び金額	こ支約	給を受け	た日数	生	Ę Ę	月月	日から 日まで	日分		円				
失 業	(カ 状	況	裏面のと	:お!)								
	1	直接払												
退職手当の支給の	2	口座振	金融	ふ り が な 独機関の名	ì) 3称		銀	行	3	支店				
方法	_	山土加		金口座の都	昏号	普通・当	座 第			号				
	3	隔地	払支	払 場	所									
-	見)	+		日か <i>ら</i> 日まで	Ò	日間失業	 もしていたと	認められ	1る。					
Î	=	月	日			退職当時	の所属長			印				
(添付書類 失業者	-	退職手当	受給資材	各証										

В

様式第20号(第16条の8、第16条の10関係)

表)

(1)															
基本手当に相当する退職手当支給願 年 月 日															
任命村	任命権者 殿 退職当時の所属学校名 退 職 当 時 の 職 名														
					退	職当日	寺の職名								
					住	所 又	は 居 所								
	氏 名 「 下記のとおり、基本手当に相当する退職手当を請求します。														
退職年月日年月日															
退 職 年 月 日 年 月 日 待 期 日 数															
待期満了年月日(公共職業訓練等を受けている者は、当該公共職業訓練等を受け終わるでき日) 日 日															
今回の請求日数及び請求金額 年 月 日から 日分															
前回までは 及び金額	こ支約	合を受けた	∃数		年 年	月月	日から 日まで	日分		円					
失 業	0	カ 状	況	裏面の	とおり	j									
	1	直接払													
退職手当の支給の	2	口座振替	(<i>)</i> 金嗣	ふ り が 独機関の	な) 名称		銀	行		支店					
方法	_		預金	金口座の	番号	普通・	当座 第			号					
	3	隔 地 払	支	払場	所										
<u>上記</u> の者が 年 月 日から 日間失業していたと認められる。															
-	(所見) 年 月 日														
退職当時の所属長の															
(添付書類	頁)														
失業者	്ടതi	艮職手当受	合資本	各証						ļ					

- <u>備考</u> 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 印欄には、記入しないこと。

(裏)

		失		う	ŧ		σ)		状	,			況					
	イ し <i>†</i>	_		1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4	5	6	7	
支給を受けよ	た日は	印、内職又		8	9	1 0	11	12	13	1 4		8	9	10	1 1	12	13	1 4	
うとする期間中 に就職、就労、内	は手伝い は×印を	右のカレ	月	1 5	1 6	1 7	18	19	2 0	2 1	月	1 5	1 6	1 7	1 8	19	20	2 1	
職又は手伝いを しましたか。	ンダーに ください			2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	28		2 2	2 3	2 4	2 5	26	2 7	2 8	
	ロした	なかつ		2 9	3 0	3 1						2 9	3 0	3 1					
内職又は手伝い 人は、収入のあっ を記入してくだ。	ハをして収 <i>。</i> つた日、その				収入	のあつ7 のあつ7 のあつ7	た日	月月月	日日日	収	入額 入額 入額		円 円 円		何日	分の収 分の収 分の収	入か	日分 日分 日分	
支給を受けよ																			
	/ 水鸭/百里/	をどのよう 求職活動			いまし	IC/J' ₀		活動日	<u> </u>	利	用し <i>†</i>	こ機関の)名称		核	職活	動の内容		
(1	(イ)公共職業安定所による職業相談、職業経 (ロ)民間職業紹介機関による職業相談、職業 等 (ハ)労働者派遣機関による派遣就業相談等																		
(=	(二)公的機関等による職業相談等																		
														広草/	の結甲				
							江	職種 応募の動機 応募の結 (イ)知人の紹介						ル紀末					
探した	探した									(口)新 (八)就									
	77.07.2									(ホ)インターネット (ホ)その他									
												紹介							
					(イ)知人の紹介 (ロ)新聞広告														
								(ハ)就職情報誌 (二)インターネット											
	7.0 M ± 4	444		=	/ + * -	<u> </u>				(ホ)そ	の他								
探さな かつた	(その理由を	生具体的位	_	以して	<i>₹1</i> 2.6	≟ (1 ₀)													
	つた イ 応じられる																		
◇ ⇔ ⇔ ⇔ ⇔	今 公共職業安定所か 口 応じられない 応じ							里由は	何です	か。									
ら自分に適した	ら自分に適した仕事が紹						(イ) 病気、けが等健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚の準備、妊娠、育児又は家事							刀什宏東					
	介されれば、すぐに応じ られますか。						都合の	りため)					DXE V.	干佣、	XTXIX	月ル,	人口公子	
2102775	0100 7 11 0					(八) (二)			り又はs 台したた					予定が	あるた	_め			
	1	/4\ />4	↓ 0 +1·	W. C.	CC /277 -	(ホ)	その他	! ()		
就職した若し くは自営業を開 始した人又はそ	が職	(1) 公共 (2) 職業 (3) 自己	業紹:	介事業				(就職先	事業所	斤)			(電記	括番号)	
の予定がある人 が記入してくだ		月		日より	就職	(予定)			事業	所名()	
さい。 さい。	自営	月		日より	自営業	業開始 (予定])	所 7	生 地()	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

(重)

					(=	表 /										
		失		業		の	;	伏	汐	5						
	1	就職、就労ついては、そ	r、内暗 -の日に	*又は引 こ 印を	手伝いる を付ける	をした. ること.	人は、 。)	した	日を次の)欄に言	己載し	てくだ	さい(内	職又は手作	云いに	
支給を受けよ うとする期間 中に就職、就	した	月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				
労、内職又は手 伝いをしまし たか。		月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				
72.70	しなかつ た	月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				
	,	月/日	/							合計		日	•			
内職又は手伝い	ハをして収	収入の	あ つ 月	た E		入額	円		何日分の	の収入:	か				日分	
を得た人は、収/ その額などを記 い。	\のあつた日	以及入の	あ つ 月	た E		入額	円		何日分の	の収入:	か				日分	
		収入の	あ つ 月	た E		入額	円		何日分の	の収入:	か				日分	
		(1) どのような方法で探しましたか。														
	-	(イ) 安定所利用 (ロ) 知人に紹介を依頼 (ハ) 新聞広告等 (二) その他(
		(2) 事業所の	求人に	応募し1	たことか	がある場	合には	、下槽	闌に記載し	してくた	ごさい。					
支給を受けよ	イ 探した	年 月 日	1		事	業所	名					応募	の結果			
支給を受けよ うとする期間 中に、就職先を	JAN 07C															
探しましたか。																
	ロ 探さなかつ た	(その理由を具作	本的に記	記載して	くださ	l, 1。)										
今、公共職業3 自分に適した仕 れれば、すぐに すか。	安定所から 事が紹介さ	イ 応じら れる ロ 応じら れない	応	(イ) (ロ) の	都合の 就職し	けがい 又はっため) ためしたたと を開始	等健康 家庭的 め又は	上の理事情の 事情の 就職者	里由 Dため (予定があ 又は自営 〕	るため	5			育児又は	家事	
就職若しくは 自営した人又 はその予定が	イ 就職	(1) 安定所 (2) 自己就 月 日										先事業	,	(電話)	
ある人が記入		就職(予定)									爭業	所名()	
してください。	口 自営	月 日 日 自営業開始(より 予定)								所名	王地()	

- - 3 「支給を受けようとする期間」とは、前回の支給願の提出日から今回の提出日の前日までの期間をいうものであること。ただ し、今回の提出日が求職申込み後初めての提出日である場合は、求職申込みの日から今回の提出日の前日までの期間をいう。 4 欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員若しくは嘱託になつた場合等およ

<u>そ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。)をいうものであること。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。</u>

5 欄及び 欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな 仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助け をして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間 未満(雇用保険の被保険者となる場合を除きます。)であつて、「就職又は就労」とはいえない程度のもの(1日の労働時間が 4時間以上であつても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。)をいうもの であること。なお、内職又は手伝いによる収入を得ていない場合も、欄に記載する。

様式第21号(第16条の9関係)

				公共	職業	訓練	東等	受	講丿	届			年	н		
任命権者	¥		殿										+	月		日
下記のと	ヒおり)、届l	ナ出ま	ます。							氏名	3				印
受給資格	氏	名								受番	給資	·····································	第			号
者に関す る事項	住戶居	所又は 所							!							
公共職業分	安定月									指年	 i . 月	定日	白	Ę,	—— 月	日
			1	公共職業	業訓 級	<u> </u>	2		条第	₹ 1	検 <u>法第</u> 項第 ₫及び	<u>3</u>	障害 進等 第13	に関	す	る法
公共職業 訓練等に 関する事 項	種	類	7	高年齢)安定等 第 23 条 国に準拠 号の訓練	こ関す 第1I した同	「る法		<u>井置</u> に基 <u>練</u>	法	第	與特別 81 条 戰業訓					
	職	種			期	間					昼夜 の	間 別	昼	間・	夜	間
	受i 年	構開始 月 日		年	月	E	}	終年	了 " - 月	予 E		年	月		日	
	寄征	官の事実	Ē	有・無	Ą	寄宿開	討始	年月	日		年		月		E	
	寄行所以	首前の位 又は居用	主													
寄宿に関	家	氏	名	受給資	格者 き柄	年	龄	職	業		居・別 の 別	居足	別居し 住所	てi 又は	lる は居居	者の 祈
する事項	族						歳	有・	無	同	居・別	居				
	の						歳	有・	無	同	居・別	居				
	状						歳				居・別					
	況						歳				居・別					
									無	同/	居・別	居				
	かとる F	おり、 月	日建力	ないこと	を証明	明しま	きす		共職		訓練等氏	-	≣設の∙	長	職	名印
(添付書類)															12
-	-	職手当	受給	資格証												

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

様式第21号(第16条の9関係)

13/12/23 21	٠ , ,	, , , , ,													
				公 共	職業	訓	練等	受	講丿	届			年	月	日
任命権者	旨		殿											/)	
下記のと	:お!)、届l ⁻	ナ出ま	ます。							氏名	1			印
受給資格	氏	名								受番	給資材	各証号	第		号
者に関す る事項	住所居	f又は 所													
公共職業等 称										指年		定日	年	月	日
13-			1	公共職	業訓約	東 _	2 J	雇用任	呆険	法多	育 63	3	<u>炭鉱</u>		
							杀	第 1 : 望及で			号の	∣ੁਰ	間の3 る臨 3条第	寺措置	法第
公共職業	種	類										<u> </u>)講習	1 垻芽	
訓練等に	-	~~	<u>4</u>	<u>障害者</u>)促進等	に関	ਰ ਰ		5年謝 安定等	手に	関す	る法	<u>6</u> 另	<u>沖縄抗 措置流</u> 11項第		4 条
関する事			<u>る</u> 1	法律第 項の適	13 条: 心訓練	<u>第</u>	<u>律第</u> 計画	利 国 に 準	Ĭ拠	した	項の :同項	第	<u>11項</u> 1	第 4 <u>두</u>	の講
項				1			第.	3 号 <i>0.</i>)訓	練			1		
	職	種			期	間	3				昼夜 の	間 別	昼間	雪・夜	間
	受証年	開始 月 日		年	月		日	終年	了 . 月	予定		年	月	E	3
	寄宿	国の事実	€	有・無	됟	寄宿	開始	年月	日		年		月	I	3
	寄宿所入	質前の住 なは居所	È F		1										
寄宿に関	家	氏	名	受給資との続	格者 き柄	年	龄	職	業	同居	i·別 D 別	居员	引居して 住所り	ている 又は居	者の所
する事項	族						歳	有・	無	同居	・別	居			
	0						歳				・別				
	状						歳	有・	無	同居	・別	居			
							歳	有・	無	同居	・別	居			
	況						歳	有・	無	同居	・別	居			
上記(りとす	うり、木	目違な	まいこと	を証明	月し	ます	0							
白	F	月	日					/\ 4	⊥ π∻Ւ	\ <u>\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ </u>	III /-+ ^-^	+	-+n	= п * ь	_
								公子	ナボ		川練寺 F 名		設の長	長職	名 印
 (添付書類)											•			
-	-	職手当	受給	資格証											

- <u>備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</u>
 - 2 <u>この届出書の記載事項について変更があつたときは、速やかに、届け出ること。</u>
 - 3 印欄には、記入しないこと。

様式第22号(第16条の9関係)

ケヘケナ									Т										出
任命権者								殿		主なり	新	規	居所の	変更					
受給資格者	任居	所又は		受 給資 番	首格	者 号	第		号	. +7:	通戶運貨	f方法 賃等の		の変更	<u>.</u>				
		退職手当に関す を届け出ます。	る条例施行規	則第16	条0.	9 Ø	規定Ⅰ	こ基	ブ	上記	事実(D発生:	‡月日				年	月	日
	順路	通所方法の別	X		間		距(概		離	所(柞		時間	乗車種	券等	の左類券	欄の等(乗車の額	備	ā
Ī	1		住居から(経由)	ま	=	ب ا	ートル		時間・	分					円		
Ī	2		から()	ま	4	ب ا	ートル		時間	分					円		
Ī	3		から()	ま	4	ب ا	ートル		時間・	分					円		
受給資格	4		から()	ま	п	ب •	ートル		時間・	分					円		
~ MH . H	5		から()	ま		•	ートル		時間	分					円		
	6		から()	ま	#	Fロメ ・	ートル		時間・	分					円		
	他に	利用できる交								総	通	所 距	離(概算	i)			キロメ	
	通機	関等の名称及												概算	-			時間	
者の記入	び利	用区間等								額		日間の注		等の負	.担				
する 欄										2 3 4 5 6 7	に 自 数 12と 道「の「転「券「枚。「及往でしている」	E か	出寸去 等乗乗券 闌の路理けの線の車車の に使と由る別等種券券客 は用異	」こ」の類等等質 、枚欄と欄別」のの乗 定数に。にを欄別額乗 賍等	てしは、は記にをいうでしな、 入は記欄等 を記は、 通ず、入ににしている。 はいこの 通ず、入には、一様を記は、 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	の 所る1 すよこ たす届 のこ箇る、応 なる	そ行 路。定と箇る 理とうに 期。月額 由。	主な理説 いいまた ままな ままま ままま ままま ままま かいこう ままま かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう はい いいこう いいこう	曲の徒級にある。
	確		当 機関等利用		路順		出の通機			こる?	交通	機関	等 定		・回数数		箇月の	の運賃	等の
公共職業訓	認		車等使用 ※なら転車等は	· -	1					-									
	事	非 該	機付自転車等使 当	./13	3														
陳等の施設	項	理由:			<u>4</u> 5														
の長の確認	- , ,				6	1	箇	1	の i	重賃	等	の	額の) 総	額				
Ħ	Ŀ	記のとおり、研 年	館記する。 月 日	1				公共			- 等の放	施設の-		_		•			
													氏	名					印

失業者の退職手当受給資格証 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

旧

様式第22号(第16条の9関係)

任命権者				公		1-47	業訓		手 通 主な届							月	日担	
			T	177 /A 20	- -1.6-	-1 2 T		殿		新 住所	規 又は原	所の変	更					
受給資格者	氏焦	名 所又は 所又は		受給資番	11合	号号	第	号		通所	経路の 方法の 等の負)変更					
	員のi		「る条例施行規	則第16	条の	9 O	規定に	基づ	上記事	実の	発生年	月日			1	Ŧ	月	日
	順路	通所方法の別	X		間		距 (概	南	(概			乗 車 種	券 等 の 類		の 第 の	額	備	#
	1		住居から(経由)	ま	+	コメートル ・	眼	間・	分					円		
	2		から()	ま		コメートル ・		間・	分					円		
	3		から()	ま		コメートル		間・	分					円		
受給資格	4		から()	ま	+	コメートル ・	眼	間・	分					円		
^ M × 11	5		から(-)	ま	+	コメートル		間・	分					円		-
	6		から()	ま	+	コメートル	· H	間・	分					円		
	他に	利用できる交							総	通月	斤距	離(根	類 算)				キロメ	- FJ
	通機	関等の名称及							総	所要	更時	間(根	類)				時間	5
者の記入	び利	用区間等							平均 額	11箇	月間の)運賃等	の負担					F
する欄									3 4 5 6 7 6 7	の「転「券「枚。「及往み通車乗、左綴)備び路	レ所、車優欄回 考日を方 等等の数 間の	けの線の車車の に使とる別等種券券額 は用異の は用異の	欄と欄別すの乗りでするに。にを欄別額車期等場は、は記にをする。	、入は記欄等を記している。 たまま たまま かいこう たま かいこう たま かいこう たま かいこう たま かいこう たま かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう かいこう	のこ箇る、心 なるにします いっこう	路に行き という という という という という はいり	送い、 学、10 定期券 E記 回数	徒歩、 枚綴『 の額、る 券の》
			当		路	算	出の基	基礎と な				定其	月券・回		1 6	\$ P \(\frac{2}{3} \)	の運賃	笙のを
	確		機関等利用 車等使用	F	順 1	交	通機	関の名	称 利	用	区間	そ	の他	の別	''	4/7	ノビ貝	
公共職業	認	原動	機付自転車等便	開	2													F
訓練等の施	事	非該理由:	当	E	3 4													F F
設の長の確	項				5 6		~~ -		2 45	A-A-		he c	/// de-					F
	上	 記のとおり、そ				1	箇 月	o i	重 賃	等	の	額 の	総割	₹				P
認欄		年	月 日				4	公共職業	訓練等	の施	設の長	職氏	名 名					ED

失業者の退職手当受給資格証 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 印欄には、記入しないこと。

様式第23号 (第16条の10関係)

12/2/2/10-0	(> 5 . 0 >.	, , , , , , ,	120101												
					公共	職業訓練	等受詞	 講証明	書						
受給資格詢	証番号						未支給	区分(1 未才	え給 、空	欄未支	支給以	外)		
待期満了	年月日		年	月	日										
支給期間	初日		年	月	日		末日		年	月	日				
認定日数			受講日	数		通所日数		特定耶	戦種受	講日数		51	寄宿日	数	
内職(労働日	3数、収/	入額)				円	就業手	当支給日	∃数		早期家	就業支持	爱金支給	日数	
受 講 者	氏名							証	月対纟	象期間		至	F 月		
訓練受記	講職種														
			する印を付				= ED		1	2	3	4	5	6	7
			を受けなが		,	∃・祝日等) ち	– ch		8	9	10	11	12	13	14
			傷による ^は むを得なし			+ ₽ △	印 印		15	16	17	18	19	20	21
			い理由が			场口	× 印		22	23	24	25	26	27	28
									29	30	31				
 特 記	車 頃										0.				
上記のとも	おり、受		ことを証	明す	ె	,,	2共職業記	∥練等のⅰ	毎誤♂	·	2				
						2	A 77 14W 27 0	ILINA CT ON	IE IX V		名				ED
の期間	中に就職	划、就 党	5、内職又	は引	F伝いをし	しましたか。						イし	<i>t</i> = [」しない	, 1
の期間	中に内職	又は	手伝いをし	てリ	双入を得る	ましたか。						イ 得	<i>t</i> = [] 得な(l I
寄宿の	有無	有	()•∄	#
上記のと	おり申告	します	•												
年	月	日													
任命権者	殿														
										受講者日	托名				ED

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

様式第23号(第16条の10関係)

	公共職業訓	練等受講証明書		
	受給資格証番号	第		号
受給資格者	氏 名			
	住所又は居所			
証明対象期間		年	月	
公共職業訓練等 が行われなかつ た日				
	疾病又は負傷による場合			
公共職業訓練等を受けなかつた日	疾病又は負傷に よる場合以外で やむを得ない理由 がある場合			
	やむを得ない理由 がない場合			
備考				
上記のとおり、受 年 月	受講したことを証明す 日 公共職業訓練等	の施設の長 職	名 氏 名	Ep

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 印欄には、該当する日を記入すること。
 - 3 備考欄には、 印欄の日について身体的事情その他必要な事項を記入すること。

		傷病手当に相当する退職手当支給願
任命権者	殿	
		退職当時の所属学校名

退職当時の職名 住 所 又 は 居 所 年 月 日

印

下記のとおり、傷病手当に相当する退職手当を請求します。

健康保 受ける						年 年		月月	日から 日まで	日間		
傷病手 給 を st						年 <u>年</u>		月 月	<u>日から</u> 日まで	<u>日間</u>		
<u>内職若し</u> <u>は手日又</u> <u>収入日、記入</u> たください	をはつ額し	内耶	哉又は手	<u>伝いをし</u> 月 月 月	,た日 日 日 日	収入のあつた 月 収入のあつた 月 収入のあつた	日	<u>E</u>	<u>収入額</u> <u>収入額</u> 収入額	<u>円</u> 何日分 円	の収入か <u>日分</u> の収入か <u>日分</u> の収入か	
診	傷症	あの名種	称及び	その種	呈度							
療	初	診	年	月	日			年	F.	l 日		
機	傷	病	の	経	過	年	月	日 <u>治</u>	シ癒・転医・	中止・継続中		
関の		うのため ごきなか 1間				年年		月月	日から 日まで	日間		
証	上	:記のと 年	:おりi 月	正明す。 日	る。							
明							<u>診療</u> 診	聚機関の 療 担	所在地及び 当 者 氏			印

(添付書類)

失業者の退職手当受給資格証

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

様式第26号(第16条の11関係)

			傷	易病手当	(に相)	当する退職	手当	支給願			
									年	月	日
1	任命権	者 殿									
						退職当時 退 職 当 住 所 氏	;時	の職: は居!	名		ED
下記	記のと	おり、係	島病手当	に相当	する退	慰職手当を 請	青求し)ます。			
	保険の こ と	傷病手	当金等の で き	支給を る 期		年 年		月月	日から 日まで		日間
		相当する する期間		当の支	給を	年至		<u>月</u> 月	<u>日から</u> 日まで		日間
	傷病	の名	称及び	その	程 度						
診	初	診	年	月	日		年		月	日	
療	傷	病	の	経	過	年	月	日 <u>治</u>	<u> </u>	中止	・継続中
機関		のため�� かつたと				年年		月月	日から 日まで		日間
証明	上	記のとま 年		する。 日		<u>診療機関の</u>					ED
						<u>診療担</u>	<u> </u>	自仄	<u>fi</u>		<u>Cl1</u>
(添f 失	付書類 業者の) 退職手旨	当受給資	格証							

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 2 健康保険の傷病手当金等とは、次の給付をいう。 (1) 健康保険法による傷病手当金 (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業
 - (3) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
 (4) 国家公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
 (5) 国民健康保険法による傷病手当金
 (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
 (7) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
 3 印欄には記載しないこと。

様式第 27 号 (第 16 条の 12 関係)

	į	就業手当に相当する	退職手当支給願			至	E	月	日
任命権者 殿									
		退聯	3当時の所属学校名						
		退	職当時の職名	á					
		住	所 又 は 居 所	Ť					
		氏	名	3		E	p		
下記のとおり、	就業手当に相当する	る退職手当を請求しま 	きす。						
申請者	氏 名	í							
T 明 日	住所又は居所	Ť.							
就職先の	名 称	7							
事業所	所 在 地	!		(冒	冟話)
	(1) 一の雇用契約	の期間が7日以上で	ある場合						
	イ 1週間の所	定労働時間 時	間分口雇	用年月	日	É	F	月	日
	八雇用期間	(イ) 定めなし (ロ) 定めあり	·	É	F		コま [*])/月		
職業に就い	二 支給対象期	間中の就業日数	合計	E	3				
モ田等につ	(2) (1)以外の就	 業							
いて記載し て く だ さ	イ 就業先の事	業所等	口 就業期間	八	就	業日数	=	就業	内容
61°		(電話)				日			
		(電話)				日			
		(電話)				日			
		(電話)				日			
				合言	+	日			
上記 及び (年	1)の記載事実に誤り 月 日	のないことを証明す	ర .						
			-	業主E 人のと	• —	は名称及び	ゾ代	表者氏	印 名)
上記 及び 業主を含む。	の事業所の事業主は) であるか否か	は、受給資格に係る劑	i 職前の事業主 (関	連事	イロ	離職前事			
申請に係る就ったか否か	就業について、安定所	「への求職の申込みの	日前に雇用の予約	があ	۲ロ	雇用の音 雇用の音	予約7 予約1	があつ はない	た
申請に係る家ある場合に、	就業について、離職理 安定所又は職業紹介	由による給付制限期 事業者の紹介を受け	間中の最初の1か ましたか	月で	1	紹介を受	ラ ラ け 7		
職業紹介	ト事業者の名称	(電話)		紹介を受	ジけ つ	ていな	: l 1
	見職手当受給資格証 - 和当する混職手当ま	- 4人 百百							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

様式第 27 号 (第 16 条の 12 関係)

							(;	表)	-							
			就	業手当に	ニ相当す	る退	職手	当支	給願	į						
八会长老 即														年	月	日
任命権者 殿					à	し職 き	当 <i>持(</i>	か所属	星学》							
						退職	-									
					1	主 月	ī X	゛は	居	所						
					ĺ	夭				名				ED		
下記のとおり、	就	業手当に相当	当する退	閣手 当	を請求	します	f .									
申請者	氏		名													
	住	所又は	居所													
就職先の	名		称													
事業所	所	在	地								(🖥	話)
	(1) 一の雇用	契約の	期間が	7 日以上	こであ	る場	 合								
		イ 1週間	の所定	労働時	間	時間	1	分	П	雇月	用年月			年		日
		八雇用其	間	, ,	定めな 定めあ						£ (F	月 年	日ま か月		
職業に就い		二 支給対	付象期間	中の就	業日数		合訂	†			E	3				
た日等につ	(2) (1)以外	の就業													
いて記載し て く だ さ		イ 就業界	の事業	所等			П	就第	と 期間	間	Л	就對	業日数	=	就業	内容
ι I.				(電話)							E	ł		
				(電話)							E	1		
				(電話)							E	1		
				(電話)							E	ł		
											合言	†	E	1		
上記 及び (年)記載事実に 月 日	誤りの	ないこ	とを証明	する) _o									
·	•										業主 E 人のと		は名称及	なび代	表者氏	印 名)
上記 及び 業主を含む。	の!) て	事業所の事業 あるか否か	(美主は、	受給資	格に係る	る離り	戦前の	の事業	美主	(関連	車事	イロ			主であ 主では	
申請に係る家	忧業日	こついて、安	定定所へ	の求職	の申込る	り のE	前的	こ雇用	用の ⁻	予約力	があ	イロ	雇用の 雇用の	予約	があつ	たりたり
申請に係る京ある場合に、	が業! 安!	こついて、 定所又は職業	推職理由 養紹介事	による	給付制® 紹介を	限期間 受ける	引中の まし <i>1</i>	D最初 たか	刃の つ	1 か月	目で	1	紹介を	受け	た	
職業紹介	事	業者の名称				(冒	話)	亡	紹介を	受け	ていな	113
 (添付書類) 1 失業者の過	⊒職=	手当受給資材	各証								,					

2 基本手当に相当する退職手当支給願

旧

(裏)

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 この支給願は、原則として、失業の認定を受けようとする期間(前回の失業の認定日から今回の認定日 の前日までの期間。認定対象期間 = 支給対象期間(就業手当等))中に職業に就いた(就業した)場合(注) その失業の認定を受ける日(認定日 = 確認日(就業手当等))に基本手当に相当する退職手当支給願と一緒 に受給資格証を添えて提出すること。
- ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人又は郵送によつて申請しても差し支えないこと。ただし、代理人による申請の場合は、委任状が必要となる。
- (注)この就業手当に相当する退職手当の支給対象となる職業に就いた(就業した)場合とは、基本手当に相当する退職手当支給願(裏)備考4に記載した「就職又は就労」に該当し、かつ、安定した職業 ()以外に就業した場合をいう。
- <u>(ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業(その事業により受給資格者が自立することができると公共職業安定所長が認めたものに限る。)を開始したこと」をいう。)</u>
- 3 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 4 の「就職先の事業所」欄には、 の(1)の「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」(注)に該当 する場合に記入すること。また、記載内容を証明する書類(雇用契約書、雇入通知書等)の写しを添付す ること。
- (注)「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」とは、上記2の(注)に掲げた就業であつて、7日以上の期間について雇用契約を締結して就業するすべての場合をいうこと。
- 5 事業主は、「就職して被保険者資格を取得した場合などその就職以後失業の認定の必要のない方」であつて、郵送又は代理人による申請が認められる場合について、及びの(1)欄の記載内容の証明を行うこと。この場合、事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 6 の(2)欄には、の(1)欄に該当する就業以外のすべての就業について以下の要領で記入すること。「イ 就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等(自宅であれば「自宅」と記載。自営準備活動を行った場合など特定できないものは記載不要)とその電話番号(自宅の場合は記載不要)を記入すること。「ロ 就業期間」欄には、その就業した日について「イ 就業先の事業所等」ごとにすべて記入すること(記入例:「5月12日から5月15日まで」を雇用契約期間として就業した場合は、「5/12~5/15」と記入。「5月1日、5月4日、5月10日」の日ごとに就業した場合は、「5/1、5/4、5/10」と記入。」「ハ 就業日数」欄には、「イ 就業先の事業所等」ごとに就業した日数の合計を記入し、「合計」欄には支給対象期間中の就業日数の合計を記入すること。
 - 「二 就業の内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記入すること。
- 7 この支給願には、就業したことを証明する給与明細書などの資料の写しを添付すること。
- 8 及び 欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを で囲むこと。
- <u>この場合、 欄の「関連事業主」とは、離職前の事業主と密接な関係にあるもの(出資等の割合が50%</u>を超えるもの)である他の事業主のこと<u>をいう。</u>
- 9 欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1か月間について該当するものをで囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。
- なお、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。

様式第27号の2(第16条の12関係)

							再就職	銭手当に相当	(する退職手当	支給願						
														年	月	日
任命	権者 殿															
											職当時の月					
											戦当時の 新又は					
										1± F	11 X IA	店	名			ED
下記	のとおり、	再就贈	(手当)	に相当す	する很職≡	E当を	・ 請求しま	₫								
請		求	,, ,,	金	額	T	本手当の日		日分			Ħ				
	回の請求に	•	€入年						 する退職手当又	'は常用就職'	支度手当!		(する很職手当	4を受給	したこ	とがあ
	年月日前3						<u>る。</u>	у дісінд	/ 0 /2 44/) _ / /	1011371339044	XIX 3 -11	- 14 -	17 6 22 148 3 2		0,00	
	<u>再就職手当</u> 就職支度手							手当に相当す	する退職手当 <u>又</u>	は常用就職	支度手当に	に相当	áする退職手 当	á <u>を</u> 受給	したこ	とがな
	の有無 書類)						l 1.									
	_{雷親)} 業者の退職	手当受	給資	格証												
				EE.	名											
申	請		者													
				住所又	スは居所											
就	職先の	事業	所	名	称											
	(開始した	事業)		所	在 地								(電話	£)
				事 業	の種類											
雇	, , ,	月	日		年		月	В	採用内	〕定年月	В		年	月		В
(事業開始	年月日])													
職			種						1週間の	所定労働時	間			時間		分
											<u>1</u>			_	<u>月</u>	<u>日まで</u>
賃	金	月	額		万			千円	雇用	期	<u>口 万</u> 間	Eめあ	<u>5リ</u> 契約更新条		<u>年</u>	<u>か月)</u> 、無 、
											1年	を超え	て雇用する見込			
	上記の記載	事実に	:誤り(のないこ	 ことを証明	月する	; .		l							
		年	月	日												
													主氏名			ED
													人のときは名			氏名)
上	記の事業所	の事業	主は、	受給資	資格に係る	5離職	前の事業	主(関連事	業主を含む。)	であるか否?	か	1	離職前事業主	こである	1	
申	請に係る就	業につ	いて、	安定所	斤への求 耶	戦の申	3込みの日	前に雇用の	予約があつたが	か否か		1	雇用の予約が	があつた	:	
申	請に係る就	業につ	いて、	離職理	由による	給付	制限期間	中の最初の	1 か月である均	易合に、安定に	所又は職	1	紹介を受けた	=		
	職業紹介事	業者(の名称	ĸ			•		(電話	i)	П	紹介を受けて	こいない	1	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

様式第27号の2(第16条の12関係)

	`					
		再就職手当に相当	áする退職手当支給願		_	
任命権者 殿					年	月 日
IT HOTE EI MX			退退職	当時の所属学校名		
			退職	当時の職名		
			住 所	又 は 居 所		
			氏	名		ED
下記のとおり、再就職手当	に相当する退職手	当を請求します。				
請求	金 額	基本手当の日額の	日分	円		
今回の請求に係る雇入年 始年月日前3年間におけ の再就職手当、常用就職支	る就業について	イ 再就職手当、常用就	職支度金又は常用就職支度手	当に相当する退職手	当を受給した	こことがある
の再就職子当、吊用就職及職支度手当に相当する退有無			する退職手当 <u>、常用就職支度:</u> <u>のいずれも</u> 受給したことがない		当及び常用就	職支度手当に
(添付書類)						
失業者の退職手当受給資	格証					
申 請 者.	氏 名					
	住所又は居所					
就職先の事業所	名 称					
(開始した事業)	所 在 地			((電話	ž
	事業の種類					
雇 入 年 月 日 (事業開始年月日)	年	月 日	採用内定年月日	É	₣ 月	目
職種			1週間の所定労働時間		時間	分
				イ 定めなし	_	月 日まで
賃 金 月 額	万	千円	雇用期間_	<u>ロ</u> 定めあり ——	(<u>年</u> <u>か月</u>
上記の記載事実に誤り		する。	•	•		
年月	目			***		CO.
				事業主氏名 (法人のとき	きは名称及び	印 代表者氏名)
上記の事業所の事業主は	、受給資格に係る	離職前の事業主(関連事	「業主を含む。)であるか否か	イ 離職前事		
申請に係る就業について、	、安定所への求職	の申込みの日前に雇用の	予約があつたか否か	イ 雇用のう	予約があつた	
申請に係る就業について、	、離職理由による	給付制限期間中の最初の	1 か月である場合に、安定所	又は職 イ 紹介を受	受けた	
職業紹介事業者の名称	F		(電話) 口 紹介を登	受けていない	

- 備考
 1
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

 2
 欄は、該当する記号を で囲むこと。

 3
 この支給願は、 棚間に記載された日の翌日から起算して1か月以内に、任命権者に提出

 すること。なお、期限内に提出できないときは、特別の事情があると認められない限り受
 - 4 雇用された受給資格者にあつては 欄から 欄までに記載し、事業を開始した受給資格 者にあつては 欄から 欄までに記載すること。
 - 5 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当 を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加え て一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
 - 6 欄は、該当する記号を で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を で囲んだ場合には、 その雇用期間を具体的に記載すること。
 - 7 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金 額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰される ことがある。
 - 8 及び 欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを で囲むこと。 この場合、 欄の「関連事業主」とは、離職前の事業主と密接な関係にあるもの(出資 等の割合が50%を超えるもの)である他の事業主のことをいう。

9 _ 欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1か月間 について該当するものを で囲むこと。この場合、請求に係る就業について、職業紹介事 業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番 号を記入すること。

号を記入すること。 なお、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出 をして職業紹介事業を行う者のことをいう。

様式第27号の3 (第16条の12関係)

				就業促進短	定着手	当に相当する退職手当	i 支給願		:	年 月	I B
任命権者 殿						退職	時の所属 当 時 の 又 は)職名			Ер
下記のとおり、	就業促進定	着手 ≌	当に相	目当する退職	手当を	を請求します。					
氏 名						受 給 資 格 証	番号				
住所又は居所						,					
	名 称						事業月	所番号	-	-	
就職先の事業所	所在地						•	(電話番	号)
1 週間の所定	労働時間		Ħ	間 分	ڔٙ	求人申込み時等に明示	した賃金	額(月額)		万.	i 千円
雇用期間中の賃	金支払状況								•		
(1) 賃金支払対象期	間	(2)		(3) 賃金額			_			(4) 備考	,
		(1) 基 日	の 礎 数	(1)	(□)		計			
月日~	月日		~~								
月日~	月日										
月 日~	月日										
月 日~ ,	月日										
月 日~ ,	月日										
	月日										
就職年月日~	月日										
上記の記載事実 年	に誤りがない 月 日	いこと	ヒを訂	正明する。							
_	,, Ц					事業主の氏名 (法人のとき)	は名称及る	び代表者氏名)		ED

旧

様式第 28 号 (第 16 条の 12 関係)

X 2 (X 1	0 7)(02 12 [X]	1017						
	常用就職	支度手当	に相当す	る退職手当支	給願			
						年	月	日
任命権者 殿								
			退耶	戦当時の所属学	学校名			
			退	職当時の	職名			
				所又は原	居 所			
			氏		名			印
下記のとおり、常	用就職支度	手当に相当	当する退職	戦手当を請求し	ノます。 			
請求	金 額	基本手当	当の日額の	D E	分		円	
今回の請求に係 日の日前3年間 業についての再	における就	イ <u>再京</u> に和	抗職手当に 目当する〕	こ相当する退職 退職手当を受約	戦手当又 合したこ。	は常用就 とがある	職支度	手当
相当する退職手 就職支度手当に 職手当の受給の	当 工 は常用 相当する退	ロ 再京 に札	扰職手当に 目当する〕	こ相当する退職 退職手当 <u>を</u> 受約	戦手当 <u>又</u> 合したこ	<u>は</u> 常用就 とがない	職支度	手当
 (添付書類)								
	<u> </u>	大業者の追	國職手当会	受給資格証				
	氏	名						
申請者	住所又							
	名	称						
就職先の事業所					(電	<u> </u>		
が城びひ尹来だ	-				(电)	10)
	事業の							
雇入年月日	1 年	月日	採月	用内定年月日		年	月	日
職種	Ē		1週	間の所定労働時間			時間	分
賃金月額	万千	円 雇	崔用期間	イ 定めなし ロ 定めあ! 1年を超えて雇) 契約更新条	· 年 (年 ((イ)	有(口)	
1 +7 6 +7 +1 +1 +1 +1		_ \	n-+ ->					
上記の記載事実に		ことを証明	月する。					
年	月 日			NI	_			
				事業主氏名	3			印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

旧

張式第 28 号 (第 16 条の 12 関係)		
常用就職支度手当に相当する退職手当支給願		
年	月	日
任命権者 殿		
退職当時の所属学校名		
退職当時の職名		
住所又は居所		_
氏 名 こうのとかり、 常田寺師士度チャに担ソナス温師チャナをままします。		印
下記のとおり、常用就職支度手当に相当する退職手当を請求します。 		
請 求 金 額 基本手当の日額の 日分	円	
今回の請求に係る雇入年月 イ 再就職手当、常用就職支度金又は常用就 日の日前3年間における就 相当する退職手当を受給したことがある	職支度	手当に
業についての再就職手当、		金に相
常用就職支度金又は常用就 ロ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度手当に相当する退職 当する退職手当及び常用就職支度手当に手当の受給の有無 手当のいずれも受給したことがない。	相当す	る退職
(添付書類)		
失業者の退職手当受給資格証		
氏 名		
申 請 者 <u>ビー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>		
名 称		
(2.11))
事業の種類		
雇入年月日 年 月 日 採用内定年月日 年		
職 種	時間	分
イ 定めなし ┌→年	月	日まで
ロ 定めあり — (賃金月額 万 千円 雇用期間	年	か月)
突並/18 / / /		
<u> </u>		

- 備考
 1
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

 2
 欄は、該当する記号を で囲むこと。

 3
 この支給願は、 欄に記載された雇入年月日の翌日から起算して1か月以内に、任命権者に提出すること。

 なお、期限内に提出できないときは、特別の事情があると認められない限1)受理されないこと。

 4
 欄は、該当する記号を で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。

様式第29号 (第16条の12関係)

						移	転費に	相当す	る退職	哉手当	支給原	顏			_	_	_
	任命権	毕													年	月	日
	江 叩 惟 1	自 灰文									退職	当時の所	f属学校:	ž			
											退耳	哉当時	の職も	- 3			
											住	所又Ⅰ	ま 居 月	沂			
											氏		f	Š			ED
٦	記のとおり、私	多転費	に相当	するi	艮職手旨	当を請求	します	•									
		氏		名								受給資	後格証番	킂			
	受給資格者	は居用	前の住 听														
		移転?	後の住 听	所又													
	就職先の事業	所	在	地													
	所 	名		称													
	就職決定年月 日	年	月	日	雇	用期	間										
	受講する公共職業訓練等の	所	在	地													
	施設	名		称				1									
	受講指示年月日	年	月	日	5	受講開始	年月日		年	月 I	日		§了予定 ⁴			年	月 日
	移転開始予定 年月日	年	月	日	5	(船)	の場所	:				下車 ((船)の均	易所		±./4	2
	移転する者の	4	生年	4	売き柄	鉄		道	賃	船	. 賃	耳	重賃	;	移転料	着後 手当	
	氏名	,	月日			距離		1 11	計	距離	運貨		支給額	距離	支給額	支給客	
本	人					- 111	F	円	円	キロメートル	P	9 +02	円	/	1 /	/	/
														/	/	/	<u> </u>
家														/	/	/	
														/	/		
														/	/	/	
族														/	/	/	
	A #1										-		_	# ロ メ トル	/ : F	/ I F	9
	合 計									-4.00	14 0 =	- 1 ×	+ 44 1				
												業主から 引	支給され	てる 就職		の額額	F

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 - 2 印欄には、記載しないこと。

旧

様式第29号 (第16条の12関係)

			,,,,																		
	移 転 費 に 相 当 す る 退 職 手 当 支 給 願 年 月 日																				
																		年	月		日
	任命権者	野										:=	融出	当時の月	F居 学	协约多	2				
														当時の別			•				
														i 又 i							
												E			,,	, 全					印
	下記のとおり、私	多転費	こ相当	するi	退職手	当を請求	しま	す。													
		氏		名										受給資	客 核訂	逐年	2				
	受給資格者	移転	前の住											XMIF	5.112 ET	тш -	,				
	X mi g iii b	は居り移転	_打 复の住 沂	所又																	
		が	<u>作</u> 在	地																	
	就職先の事業 所	名		称																	
	就職決定年月	年	月	8	雇	用期	間														
	<u>日</u> 受講する公共		在	地	,,_	713 743															
	受講する公共 職業訓練等の 施設	名		称																	
	受講指示年月	年	月	日	5	受講開始	年月	日		年	月	日		受講約	冬了子	定年	月日		年	月	日
	移転開始予定 年月日	年	月	日	Ī	乗車(船)の場	脈						下車 ((船)	の場	易所				
		4	‡年	<i>l</i> r	+	郐	ŧ		道	賃	舟	品 賃	ĺ	耳	巨質	Ē		移転料	着往手	É 当	-1
	移転する者の 氏名	Ē	生年 月日	A	売き柄	距離	運	賃	急行 料金	計	距離	運	賃	距離	支約	合額	距離	支給額	支給額	7	計
本	人					キロメ		円	円	円	*D;	L	円	+D; -FJ	L L	円		/ /			F.
																	/	/	,	/ 🗀	
家																					
族																		/			
	合 計																‡□; − ⊦ /	円	ŀ	Ŧ	F.
											就職	战先σ	事業	業主から	5支約	され	る就職	成支度金の	D額		円
											差		5	31	支	Ž.	4	à	額		円
(添	付書類)																				
	失業者の退職	手当受網	給資格	証																	

様式	第30号(第	16条の12	関係)																			
							広域	求職活動	費に相当	当する	退職手	=当3	支給願	į					白	E	月	В
	任命	雀 者 原	Q																			
											退職当!											
											艮職.		-									
											主 所 E	Х	ı.		竹 名							ED
-	下記のとおり	り、広域を	 求職活重	動費に	こ相当す	つるi	艮職手当	を請求し	ょす。	ı	.(٦								Lμ
100	/A >77.16 +v	氏	名								性別	男	・女	受給	資格	皆番号						
艾	給資格者	住所又I	は居所																			
		名			称				所				7	Έ				;	地			
訪	問事業所																					
-	\ - 111.				公	#				公 共						公 共						公 共
宿	泊 地	職業	安元	官所	斤関	共 派	職業	美安 定	所	関係	鵈	1	美 安	定	所	公共	職	業	安	定	所	公共関係
泊	数				-	白				泊						泊		ı				泊
	X	間		鉄	VE 45	道		賃	船	±n.		重	車	÷n.		賃	宿泊	料	計		鉄道	節離換 キロ数
任		IBJ	距 [+ 5%		運 賃 (円)		(円)	計 (円)	距 (====================================		運(円		距(非		文》 (F	合額 中)	(円	,	(円)		****)
命権			(-1)		(13)		(13)	(13)	(-)	-JV J	(13	,	(-)	JV /		J /	(13	,	(13	,		- トルノ
者																						
記																						
載欄																						
11末																						
	合	計																				
											i i	求人 動に	、者か :要する	ら支援	給され 目の額	iる広 ^j	域求職	活				F
											į	差	3	l	支	絽	ì	額				F
(添	付書類)																					

(冰门百粮)

失業者の退職手当受給資格証

備考 1 略

2 印欄には、記載しないこと。

旧

棣式	第30号	ま(第	16条の12	関係)													
							広域を		に相当する	退職	手当3	を給願					
												4			年	月	В
	任	命 核	重 者 厠	£												,,	1
		-10	т н "	•					i	融出	時の	所属学校	名				
												かぬずる ・					
												は居					
									E		•	18 冶	名				ED
١,	r≐⊐∽	レセリ	n r : +at:≂	分配公子系	カ費に相当・	+ z:	日脚工工	太善哉!=		C			П				Γlı
ļ '	ト記の	<u>د</u> ه٠.	ノ、仏場と	八明/白里	順に作当	9 21	と 戦ナコ	を調水しる	¥ 9 。					1			
四	給資格	2 ≠ 2	氏	名						性別	男	・女 受約	合資格者番号	<u>1</u>			
Z	和貝们	11	住所又に	は居所													
			名		称			F	听			在			地		
訪ト	問事	業 所															
宿	泊	地	職業	安定	公	共係	職業	美安定	公 共所 関係	B	哉業	€ 安 定	公共所関係	1 職 美	業 安 定	所	公 共関 係
泊		数				泊			泊				淮				泊
					Δ#	道		任	ı	Ш,	任	#					
	X		間	nc -	鉄運運			賃	船	運	賃	車距離	賃	宿泊料	計	鉄道	距離換 日 数
任			100	距 第	altr.	- -	(円)	計 (円)	距離 (*゚ートル゙)	進(円		距離 (**!!)	支給額(円)	(円)	(円)		^{‡□×})
命				(- FJV) (13)		(1)	(13)	(-+1)	(1.	J)	(->1)	(13)	(13)	(13)	_ (- FJV)
権者																	
記																	
載						_											
欄																	
IIM																	
L	合		計														
				-							求人	者から支	給される広 用の額	域求職活			円
											差	引	支	合 額			円
(添	付書類	直)															
(1/3/1		-	退職手当	马伦洛+	女章正												
1	大耒	ロいル	2日十 海	人	ti ent												

- 2 この支給願は、広域求職活動の指示を受けた日の翌日から起算して10日以内に、任命権者に提出すること。
- 3 印欄には、記載しないこと。